

合法性・持続可能性証明システム普及事業WG設置要領

1. 目的

合法性・持続可能性証明システム普及事業（以下「事業」という。）を効果的に実施するため助言を行う。

2. 構成員

違法伐採総合対策推進協議会（以下「協議会」という。）のメンバーの所属する団体および、学識経験者等から全国木材組合連合会会長が委嘱する。

3. 検討事項

- (1) 各年度の事業実施要領など事業の基本方針に関すること
- (2) 協議会の監修の下で行う普及啓発等の内容およびその基準に関すること
- (3) その他事業を進めるために必要な事項

4. 座長

- (1) 合法性・持続可能性証明システム普及事業WGに会を代表する座長をおく。
- (2) 座長は全国木材組合連合会会長が指名する。

5. 事務局

事務局は全国木材組合連合会におく。